

○国土交通省告示第三百八十五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の六第一項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して認定長期優良住宅の構造の区分に応じて定める金額を次のように定めたので、同条第三項の規定により、告示する。

平成二十一年三月三十一日

国土交通大臣 金子 一義

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の六第一項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の四第一項に規定する認定住宅（以下「認定住宅」という。）について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額は、床面積一平方メートルにつき四万三千八百円に、当該認定住宅の床面積（当該認定住宅が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであつて、その者がその各部分を区分所有する場合には、その者の区分所有する部分の床面積とする。以下同じ。）を乗じて得た金額（同条第一項又は第三項の個人が新築をし、又は取得をした認定住宅のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該認定住宅の床面積のうちに当該居住の用に供する部分の床面積の占める割合を乗じて計算した金額。以下「標準的な費用額」という。）とする。この場合において、当該認定住宅の新築又は同条第一項に規

定する取得に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が同条第二項第一号に規定する新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額（以下「新消費税額等」という。）と当該新消費税額等以外の額（以下「旧消費税額等」という。）の合計額から成るときにおける標準的な費用額は、当該新消費税額等に対応する標準的な費用額（当該標準的な費用額が同号に定める認定住宅限度額を超える場合には、当該認定住宅限度額）と当該旧消費税額等に対応する標準的な費用額（当該標準的な費用額が同項第二号に定める認定住宅限度額を超える場合には、当該認定住宅限度額）との合計額とする。

附 則（平成二十一年国土交通省告示第三百八十五号）

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年国土交通省告示第五百五十号）

1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 居住者が、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の四第一項に規定する認定長期優良住宅を平成二十六年四月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、改正前のこの告示の規定は、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年国土交通省告示第五百九十二号）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

